

受付印

給与支払報告 にかかると特別徴収 にかかると給与所得者異動届出書

※市町村 処理事項	現年度 し	現年度 住	新年度 し	新年度 住	E
--------------	----------	----------	----------	----------	---

岩手県 八幡平市 殿		給 特 別 徴 収 支 払 義 務 者	所在地	この届出に回答する方										特別徴収義務者 指定番号					
			名 称 (氏名)	所 属	氏 名										宛 名 番 号				
				電 話 番 号															
令和	年	月	日	提出										法人番号 (個人番号(注))					
給 与 所 得 者 (異 動 者)	フリガナ 氏 名		(新姓)										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴 収税額の徴収	退職時までの 給与支払額
	個人番号(注)													6 月分から	月分から		1 退 職	1 特別徴収 の 継 続	円
	生年月日		明治 昭和	大正 平成	年	月	日		月分まで	5 月分まで	令和	年	1 転 勤	2 一括徴収 (月分)	円				
	住 所	1月1日 現在												円			3 休 職	3 普通徴収 理 由	円
		異動後												円		4 死亡退職	()		
														5 その他	()				

◎ 上記(ウ)の未徴収税額を一括徴収する場合は次の欄にも記入してください。
 ※翌年1月1日以降退職する者に未徴収税額がある場合は一括徴収することが義務づけられています。

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
1 異動が12月31日までで、申出があったため	月 日	円	円
2 異動が1月1日以後で、特別徴収の希望がないため	月 日	円	円
一括徴収した税額は 月分 (月 日納期分)で納入します。			

◎ 転勤等により特別徴収の継続を希望する場合は次の欄にも記入してください。

月割額	新 し い 勤 務 先	所在地	〒	特別徴収義務者 指定番号
円を		番 法 号 人		
____ 月分	フリガナ (氏名)			
から納入する。	名 称			
応答者	所属・ 氏名			電話 番号

- この届出書は給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴収にかかると給与所得者異動届出書が同じ様式になっています。異動届出書は給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに提出してください。
- ①「特別徴収」とは事業主が、給与から天引きして納入する方法。 ②「一括徴収」とは特別徴収している者について退職等の際に翌年5月分までの未徴収税額を事業主がまとめて一度に徴収し納入する方法。 ③「普通徴収」とは①と②に該当しない方法で個人が直接納付書で納付する方法をいいます。
- 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払いを受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額を、「控除社会保険料額」欄には、その年の1月1日から退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。
- 給与支払者(特別徴収義務者)が個人事業主の場合は、提出の際に個人番号が確認できる証明書類及び身元確認書類の写しを添付してください。
 (注) 転勤等により、旧職場から転勤先へ異動届出書を引き継ぐ場合、給与所得者(異動者)の個人番号および旧職場が個人事業主の場合の個人番号は記載しないでください。